

京都橘大学学生懲戒に関する規程

2007年10月25日
最近改正 2025年4月8日

目 次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (懲戒処分の対象)
- 第3条 (手続き)
- 第4条 (調査委員会)
- 第5条 (自宅謹慎)
- 第6条 (懲戒処分の決定)
- 第7条 (懲戒処分の発効日)
- 第8条 (懲戒処分の告知)
- 第9条 (異議申し立て)
- 第10条 (懲戒の種類)
- 第11条 (退学者の扱い)
- 第12条 (停学)
- 第13条 (懲戒処分と自主退学)
- 第14条 (事務主管)
- 第15条 (改廃)

附 則

(目的)

第1条 この規程は、京都橘大学学則第52条の規定に基づき、学部および大学院学生の懲戒処分に関して必要な事項を定める。

(懲戒処分の対象)

第2条 懲戒処分の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 人権を侵害する行為
- (3) 試験および論文作成等における学問的倫理に反する行為
- (4) その他、学生の本分に著しく反する行為

(手続き)

第3条 学生部または教務部は懲戒の対象とすべき行為があったと知り得たとき、当該学生に対する面談により事実確認を行う。

2 事実確認を行うにあたって、必要に応じて、当該学生の保証人等に同席を求めることがある。

3 なお当該学生が何らかの事由により、面談による事実確認が行えない場合、文書等によって行うことができる。

4 学生部長または教務部長は事実確認の内容を、学長に報告する。

(調査委員会)

第4条 学長は学生部長または教務部長からの報告に基づき、調査委員会を設置する。ただし、「学校法人京都橘学園の設置する学校および園におけるハラスメントの対策に関する規程」第19条に基づく処分の勧告があった場合には、前条に定める事実確認を省略して、学長は調査委員会を設置することができる。

2 調査委員会は次の各号の者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 教務部長
- (3) 学生部長
- (4) 当該学生が所属する学部の学部長もしくは研究科長
- (5) 当該学生のクラスアドバイザーもしくは演習ゼミ担当教員
- (6) その他、学長が必要と認めた教職員

3 調査委員会は確認された事実に基づき、当該学生を懲戒する必要の有無について検討する。その際、必要に応じて、調査委員会の委員全員もしくは委員の一部が、再度当該学生に対し事情聴取を行うことがある。

4 調査委員会は当該学生の懲戒を必要と認めた場合、適切と思われる懲戒内容を付して、学長に報告する。

(自宅謹慎)

第5条 学生部長または教務部長は、懲戒処分が決定するまでの間、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

(懲戒処分の決定)

第6条 調査委員会より報告を受けた学長は、直ちに部局長会の審議に付すものとする。

2 学長は、部局長会の審議を経た後、通学制の学部学生については学部教授会の議を経て大学評議会、大学院生については研究科会議の議を経て大学院委員会、通信教育課程の学生については通信教育課程委員会の、審議に付す。

3 前2項の審議を経て、学長は処分を決定する。

(懲戒処分の発効日)

第7条 懲戒処分の発効日は、学長が処分を決定した日とする。

(懲戒処分の告知)

第8条 懲戒処分は、学生部長または教務部長および当該学部長もしくは研究科長が本人に対し、文書を手交することによって告知する。その際、必要に応じて保証人等の同席を求めることがある。

2 保証人に対しても、当該学生への告知文書の写しを、手交もしくは郵送する。

3 懲戒処分の内容は原則として公開しない。ただし、部局長会での審議により当該学生の氏名、学籍番号等を明記した文書を掲出する場合がある。

(異議申し立て)

第9条 前条に規定する懲戒処分を受けた学生は、告知日より7日以内に、文書により学長に異議を申立てることができる。

2 学長は、申立の趣旨、理由等を勘案の上再審議を決定したときは、調査委員会に対して再審議を命じるとともに、その旨を当該学生に通知する。なお再審議は、本規程第4条および第5条の規定を準用する。

3 学長は当該学生からの異議申立を却下する場合、その旨を当該学生に通知する。

(懲戒の種類)

第10条 懲戒は、退学、停学、訓告とする。

2 懲戒の基準は別に定める。

(退学者の扱い)

第11条 懲戒処分により退学となった学生の再入学は、原則として認めない。

(停学)

第12条 停学は、無期停学および有期停学とする。

2 無期停学は6か月を超える期間とし、有期停学は6か月以内とする。

3 停学期間は、在学期間に含める。

4 停学期間中の学生に対して指導を行う場合は、当該学部長と、クラスアドバイザーまたは演習ゼミ担当教員とがあたる。

5 学生部長または教務部長は、停学処分を受けた学生について反省の程度等を総合的に検討し、処分を軽減もしくは短縮することが適当であると判断した場合、学長に対し処分の軽減または短縮を願出することができる。ただしその場合、当該学部教授会または大学院研究科会議の審議を経なければならない。

6 前項の願出があった場合、部局長会での審議を経て、学長はその処分の軽減または短縮を決定することができる。

7 無期停学は、原則として6か月を経過した後でなければ、解除することはできない。

8 停学処分の期間には、本規程第5条に定める自宅謹慎期間を含める。

(懲戒処分と自主退学)

第13条 懲戒対象となる行為を行った学生が、懲戒処分の決定前に退学の願出を行った場合は、受理しない。

(事務主管)

第14条 この規程に関する事務主管は、学生支援課とする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2007年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年5月1日から施行し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月20日から施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月8日から施行し、2025年4月1日から適用する。

(R4. 4. 20) 京都橘大学学生懲戒に関する規程(平成19年10月25日制定第2143号)

(R3. 4. 1) 京都橘大学学生懲戒に関する規程(平成19年10月25日制定第2143号)

(H27. 5. 1) 京都橘大学学生懲戒に関する規程(平成19年10月25日制定第2143号)